

諮問庁：国立大学法人広島大学

諮問日：平成28年9月15日（平成28年（独情）諮問第74号）

答申日：平成28年12月7日（平成28年度（独情）答申第61号）

事件名：特定期間に特定教員が担当した大学院生名簿等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書1ないし文書3-3（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人広島大学（以下「広島大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年1月4日及び同年3月4日付け広大総務第15-161号による各一部開示決定（以下、順に「処分1」及び「処分2」といい、併せて「原処分」という。）並びに同年4月6日付け広大総務第15-161号による一部開示決定（以下「処分3」という。）について、原処分（処分1及び処分2）の取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、処分1に対する異議申立書及び処分2に対する異議申立書並びに意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）処分1に対する異議申立書

ア 主旨

本件請求文書の開示を求めたが、開示された文書（A4, 1枚）は、大学院生の名前も、入学年度や卒業年度も、また、3名いるはずの指導教員についても特定教員以外記載のない、事実関係の検証が不可能なものであった。また、今回新たに作成し直した文書であると思われるので、対象文書の原本（コピー）の開示を求める。

イ 理由

今回の情報開示請求は、特定部局特定教員指導の大学院生について、
①特定教員の説明と特定部局年報やその他資料等の記載内容とに違

いがある。②特定教員が特定組織で実験を開始した特定年月 A 以降、特定組織で実験をしてきた 4 名は（特定教員の説明とは異なり）いずれも大学院生ではなかった。③「特定組織以外に実験する場所がない」（特定教員）との説明にもかかわらず、特定教員指導の大学院生が特定組織で実験をしている形跡がない。という異常な状況が生じており、事実関係の確認が必要になったためのものである。

大学院生の名前や指導者は特定部局年報や学位審査記録等の公開されている資料にも掲載され、特に学位に関しては論文も名前もインターネットでも容易に検索できるもので、特に個人情報として秘匿されなければならないものではない。

また、今回開示の資料は、平成 23 年から 27 年度に特定教員が担当した大学院生の名簿ということであるが、これまではこのような指導大学院生を各教員別にまとめた名簿はないとの説明を受けてきた。実際、今回開示された文書は、入学年度や卒業年度も、あるいは、主指導教員名もあと 1 名の副指導教員（副指導教員は 2 名）の記載もない不自然なものである。

年度毎に入学あるいは卒業した大学院生と選択教室、指導教員（主指導教官、副指導教官等）等を記した名簿や教授会学位審査資料があるはずなので、それらの原本（コピー）の開示を求める。

（2）処分 2 に対する異議申立書

ア 主旨

処分 2 で開示された文書のうち 1 枚（添付）は修士論文の審査委員を示すものであるが、指導教員であることを証明するものではなかったので、対象文書（指導教員であることを証明するもの）の原本（コピー）の開示を求める。

イ 理由

本件請求文書の開示を求めたが、処分 2 で開示された文書のうちの 1 枚（添付）は修士論文の審査委員を示すものであるが、指導教員であることを証明するものではなかった。対象文書の原本（コピー）の開示を求める。

（本答申では添付資料は省略）

（3）意見書

ア はじめに

今回の特定部局特定教員指導の大学院生に関する情報開示請求は、（1）大学院生数や指導教員に関する①特定教員の説明（別紙 1）、②特定部局の公式記録である年報（別紙 2）、③特定部局（大学）の説明（別紙 3）に大きな違いが生じている。（2）特定教員が特定組織で実験を開始した特定年月 A 以降に特定組織で実験をしてき

た4名は、特定教員の説明とは全く異なり、いずれも大学院生ではなかったことが判明した。(3)「特定組織以外に実験する場所がない」(特定教員)との説明にもかかわらず、特定教員が指導者とされる大学院生が特定組織で実験をしている形跡がないなどの異常な状況が生じ、事実の確認が必要になったためのものである。この件に関する情報開示請求は、平成27年12月3日と平成28年4月28日の2回行っている。

イ 本件経緯と問題について

(ア) 本件開示請求について

平成27年12月3日、本件請求文書の開示請求を行った。

しかし、平成28年1月4日付け開示決定通知で開示された文書(A4, 1枚)は原本ではなく、情報開示の担当者が新たに作成したもので、大学院生の名前も入学年度や卒業年度も、また、3名いるはずの指導教員についても特定教員以外は記載されていない、事実関係の検証が一切不可能なものだった。それで、平成28年1月12日、「年度毎に入学あるいは卒業した大学院生と選択教室、指導教員(主指導教官、副指導教官等)等を記した名簿や教授会学位審査資料の原本」を開示するよう異議申立てを行った。

平成28年3月3日に総務省の担当者に相談をしたところ、「開示制度では原本を開示することになっている」、「あらたに文書を作り直して開示するという大学の対応は通常考えられない」、「法令に反する」とのことであったので、そのことを大学の担当者に伝えたところ、処分2でいくつか文書が開示されたが、事実関係の確認には不十分だった。それで、平成28年5月2日、再度、審査請求(異議申立て)を行ったが、平成28年7月28日付けで原処分に関する諮問の通知があったという経緯である。

(イ) 2回目の開示請求について

以上のように、迅速かつ誠実な情報開示が行われることはなく、大学担当者の説明は二転三転し、埒があかなかつたため、平成28年4月28日、「平成24年度に特定教員が担当した大学院生とその主指導教員、副指導教員が具体的に分かる以下のもの。①特定教員が担当した大学院生が研究科教育委員会に提出した指導教員願、履修計画、研究計画概要、②教授会学位審査資料、③休学中、学籍移動、指導者の変更のあったものはそれを証明する教授会資料」と単年度(平成24年度)に関する分の開示を請求した。

しかし、平成28年6月13日付け通知での開示文書でも、やはり何人かについては特定教員が大学院生の指導教員であったことを確認することはできなかつた。具体的には、平成17年度入学の博

士課程（通常4年）の大学院生2名，平成22年度入学の修士課程（通常2年）の学生1名について，平成24年度に特定教員が指導教員であった事は確認できなかった。

平成24年度に特定教員が主指導教員として指導する大学院生は，①特定教員の当初の説明では0名，②特定部局年報やその他資料等の記載では0名，③特定部局長の説明では1名，④大学事務からの回答では0名と食い違い，副指導の大学院生は0～10名と大きな違い・矛盾が生じていたために，平成28年6月21日，「平成24年度に特定教員が間違いなく大学院生の指導教員であったことが確認できるよう」審査請求をしたが，明確な回答はないままに平成28年7月28日付けで当該処分に関する諮問の通知があったという経緯である。

(ウ) 諮問に関する大学の手続等に関する疑問と問題

「諮問は審査請求（異議申立）から30日以内」との申し合わせがあるはずだが，本件は，一旦提出した諮問を，広島大学は提出直後に取り下げ，遅らせてから再度諮問という不自然なものであったことが，本件の理由説明書の写しと意見書等の提出に関する通知が審査会から届いてはじめて明らかになった。この件に関する広島大学事務担当者（特定職員）の「取り下げ理由」の説明は，審査会事務局（処理担当者）の説明とは全く違うものだった。本件について審査会への諮問を行った旨の通知も，上記の審査会からの通知の後に出されたものであり，大学が文書開示の手続きを意図的に遅らせていることは明白である。

(エ) 学位審査・学位授与の信頼性ならびに大学院制度の根幹に係わる新たな問題の浮上

当初，「大学院生数等に関する説明が異なる」ということに対する事実確認の必要性から行った情報開示請求であったが，その後，「論文責任著者自身が自分の論文審査を行っている」という，学位審査の信頼性を揺るがしかねない実態が明らかになってきた（審査の公平性・透明性を保つために，指導者や論文指導者自身が学位審査員になることが禁止されているにもかかわらずである）。

また，主指導教員ならびに副指導教員が学生指導を行うことなく他者へ「丸投げ」しているという大学院制度の根幹に係わる問題も浮上している。

(オ) 「平成23年度と平成24年度に，特定教員が主指導教員である大学院生がそれぞれ1名ずついた」という特定部局（大学）の主張を裏付ける資料が存在しないこと

特定部局（大学）は，「平成23年度・平成24年度には，特定

教員が主指導の大学院生がそれぞれ1名ずついた」と主張し、特定年月B、裁判所にもその旨の文書（別紙3）を提出しているが、その内容は、特定年月Cの特定教員自らの回答と特定部局の確認（別紙1）あるいは特定部局の公式記録である年報への記載内容（別紙2）「平成23年度・平成24年度、特定教員が主指導の大学院生は0名」と全く異なるものだった。これまでに本件と他の諮問事件の理由説明書にもあるとおり、大学は既に複数の文書を開示しているが、その中には「平成23年度・平成24年度に、特定教員が主指導の大学院生がいた」ことを確認できる文書は1つもなかった。

ウ 対象文書と情報開示について

大学院生の名前、指導者や研究内容は、年報、教授会資料や学位審査記録等の公開されている資料にも掲載されている。学位審査も公開のもので、研究内容、主・副の指導者教員名、審査員も公表され、文書での連絡もされている。特に学位に関しては、論文も名前もインターネットでも公開されて容易に検索できるもので、特に個人情報として秘匿されなければならないものではない。寧ろ、信用性や透明性を高めるために、公開しなければならないとされているものである。

大学は、「履修計画表」については、様式上、副指導教員名の記載はない。」と主張するが、「研究指導グループ届」「研究計画書」には、主指導教員だけではなく副指導教員も記載しなければならないことになっている。また、「学位審査資料、休学中、学籍移動、指導者の変更のあったものを証明する教授会資料」は、その氏名も含め、教職員に対しては全て公開されている。

問題は、「教授会資料等の公開されている情報と、特定教員の説明、特定部局年報やその他資料等の記載内容、特定部局長の説明、および大学事務からの回答に大きな違いや矛盾が生じている」、そのため、「事実関係の確認が必要な状況」が生じているにもかかわらず、「大学が頑なに正確な情報の開示を行わず、事実関係に基づく問題解決を妨げ続けている。」ということである。

大学は、職員間に何らかの紛争等が生じた場合には、速やかに事実関係の確認を行い、事実に基づいた紛争解決に向けての対応を行わなければならないはずである。しかし、今回大学は、理由は不明であるが、新たに文書の作り替え、原本を開示しない、あるいは様々な理由をつけては事実関係確認のための文書の開示を遅らせる、事実確認ができないようにする等の異常な対応を繰り返している。このような大学の行為は「証明妨害」と言っても過言ではないものである。大学院生には修士課程と博士課程があるが、広島大学特定研

究科ならびに特定部局では、それぞれ、主指導教員・副指導教員複数での指導体制が正式に取られているので、大学が主指導教員・副指導教員に関する記録文書を保有していないなど考えられないことである。

少なくとも、「平成23年度・平成24年度には、特定教員が主指導の大学院生がそれぞれ1名いた」とする特定年月Bの裁判所に提出の文書（別紙3）を裏付ける文書の開示を求める。

（本答申では意見書の別紙は省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件経緯について

平成27年12月3日付け文書にて、異議申立人から本件請求文書の開示請求があり、本学は、平成28年1月4日付けで法人文書開示決定通知書を異議申立人に送付（処分1）した。

この後、本開示決定に対して、平成28年1月12日付けで異議申立人から異議申立書が提出された。

この異議申立てを受けて、本学では、平成28年3月4日付けで追加の開示決定（処分2）を行い、さらには同年4月6日付けで追加の開示決定（処分3）を行った。

この後、平成28年3月4日付けの追加の開示決定（処分2）に対して、同年5月2日付けで異議申立人から新たに異議申立書が提出された。

2 対象文書について

本学が一部開示とした法人文書は、文書1ないし文書3-3である。

3 原処分維持の理由

本学では、本開示請求を受けて、対象文書を特定する際、「平成23年度～平成27年度に特定教員が担当した大学院生名」が分かる文書として、本学が保有する学生系情報システムから請求された項目で抽出した文書が一番正確な情報と認識し、一部開示（処分1）を行った。

その後、異議申立人から、異議申立書において、「年度毎に入学あるいは卒業した大学院生と選択教室、指導教員（主指導教員、副指導教員等）等を記した名簿や教授会学位審査資料」の開示の求めがあったため、平成28年3月4日付けで「教授会資料（学位審査資料）」を対象文書とし、一部開示（処分2）を行った。

これに対し、平成28年3月9日付けで異議申立人から、「大学院入学時の文書等の開示をお願いする」とのメールがあり、同年4月6日付けで「研究指導グループ届」及び「指導教員変更届」を対象文書とし、一部開示（処分3）を行った。

また、平成28年3月4日付けの一部開示決定（処分2）に対しては、異議申立人から同年5月2日付けで「対象文書（指導教員であることを証

明するもの)の原本(コピー)」の開示を求める旨の異議申立書が提出された。

諮問するにあたり、再検討した結果、以下の理由により原処分の維持が妥当であるとの結論に至った。

本開示請求を受けて一部開示した文書は、平成28年1月4日付け、3月4日付け及び4月6日付けで一部開示決定した文書である。本開示請求を受けて、文書の特定を行うにあたり、開示請求人へ請求内容の確認を行った上で開示すべきであったものの、平成28年1月12日付け異議申立書及び3月9日付けメールを受けてなされた平成28年3月4日付け及び4月6日付けでの追加開示決定(処分2及び処分3)は適切である。

また、平成28年5月2日付けの異議申立書では、処分2で開示された文書のうち1枚は修士論文の審査委員を示すもので、指導教員であることを証明するものではないので、指導教員であることを証明する文書の開示を求める旨記載されているが、確かにその1枚はそもそも対象文書ではなく、修士課程の学生の指導教員を示す書類は、同年4月6日付けで一部開示(処分3)した「研究指導グループ届」以外、存在しない。

不開示部分については、平成28年1月4日付けで一部開示(処分1)を行った文書においては、学生番号及び氏名であり、法5条1号にいう「個人に関する情報」に該当するため、不開示とした。

また、平成28年3月4日付けで一部開示(処分2)を行った文書において不開示とした部分は、学位論文審査時の大学院生の氏名、学生番号、論文題目である。

博士の学位を授与したときは、氏名、論文題目、審査委員の氏名は公開されるが、指導教員については公開対象となっていない。このたびの開示請求では、「特定教員が担当した大学院生名、またそれら大学院生の主任指導教員、副指導教員が具体的に分かるもの」ということだったので、指導教員については開示したが、学生がどの教員に指導を受けたかという学生の個人情報を開示することになることを防ぐため、学生の氏名、学生番号、論文題目は、法5条1号にいう「個人に関する情報」に該当し、「公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当するとし、不開示とした。

なお、平成28年4月6日付けの一部開示決定(処分3)については、異議申立てはされていない。

さらに異議申立人からは、一教員の大学院生の指導状況の確認が必要となった旨の理由を述べているが、これらは民事訴訟の争点であり、法の趣旨になじまないものであると考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成28年9月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年10月6日 | 審議 |
| ④ | 同月14日 | 異議申立人から意見書を収受 |
| ⑤ | 同年11月10日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年12月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、文書1を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする処分1を行った。

処分1の取消しを求める異議申立人に対し、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として、文書2-1ないし文書2-4を新たに特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とする処分2を行い、その後、文書3-1ないし文書3-3を新たに特定し、その一部を同号に該当するとして不開示とする処分3を行っている。

異議申立人は、処分3の約1か月後に処分2に対する異議申立てを行っており、本件異議申立ては、広島大学において本件対象文書（文書1ないし文書3-3）の外にも開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているはずであり、本件対象文書の不開示部分の開示を求めるものであると解される。諮問庁は、これと同様の認識に立った上で、本件対象文書を特定したことは妥当であり、その一部を不開示としたことは妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について判断することとする。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の特定の経緯等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は「平成23年度～平成27年度に特定教員が担当した大学院生名、またそれら大学院生の主指導教員、副指導教員が具体的に分かるもの」の開示を求めるものであったことから、処分1に当たっては、指定された条件に該当する大学院生を正確に把握、特定するため、広島大学が保有する「学生系情報システム」から、特定教員が該当の年度に主指導教員又は副指導教員として記録されている大学院生について、請求された項目に該当すると判断したデータのみ抽出し、整形して印刷したものである文書1を対象として一部開示決定を行った。

結果として、この文書特定は開示請求者の意図に沿うものではなく、平成28年1月12日付けで1回目の異議申立てがあったものである。

イ 処分2及び処分3においては、処分1の反省を踏まえ、上記異議申立書に開示を求める旨記載された文書及び平成28年3月9日付けのメールに開示を求める旨記載された「大学院入学時の文書等」に当たる各文書を特定し、一部開示決定を行った。

ウ その後、平成28年5月3日付けで、処分2で特定した文書のうち1枚について「指導教員であることを証明するもの」の原本（コピー）の開示を求める旨の2回目の異議申立てがあったが、理由説明書（上記第3の3）記載のとおり、その1枚はそもそも対象文書ではなく、大学院生の氏名等が開示とされているため異議申立人には確認できないものの、修士課程の学生の「指導教員を示す」文書には、処分3で特定済みである該当年度の「研究指導グループ届」が該当し、それ以外に文書は存在しない。また、この異議申立て以降、本件請求に関して更に特定を求める文書について特段の指摘はなされていない。

エ 以上のことから、処分3が行われた段階で、開示請求者の意図に沿って本件開示請求の対象として特定すべき文書は全て開示決定等の対象とされており、本件開示請求に対する文書特定は妥当であると判断すべきものとする。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、広島大学において本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書を見分すると、いずれも大学院生の就学に関する情報が記載された文書であって、文書1ないし文書2-4にあっては文書中の各大学院生に係る情報が記載された部分が、文書3-1ないし文書3-3にあっては各大学院生について作成された文書の全体が、それぞれ一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

また、当該情報については、広島大学においてこれを公にすることとはしておらず、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえ、法5条1号ただし書イには該当しない。加えて、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

法6条2項による部分開示の検討を行うと、大学院生の氏名及び学生

番号については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、同項による部分開示の余地はなく、その余の不開示部分については、これを公にすると、当該大学院生の知人、大学の関係者等一定の範囲の者であれば個人の特定や推測ができる可能性を否定し難く、その権利利益を害するおそれがないとは認められないので、同項による部分開示はできない。

したがって、不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした各決定については、広島大学において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件請求文書

平成23年度～平成27年度に特定教員が担当した大学院生名，またそれら大学院生の主指導教員，副指導教員が具体的に分かるもの。特定教員が担当した大学院生が研究科教育委員会に提出した「指導教員願」，「履修計画」，「研究計画概要」ならびに教授会「学位審査資料」等。

2 本件対象文書

(1) 平成28年1月4日付け法人文書開示決定通知（処分1）分

文書1 平成23年度～平成27年度に特定教員が担当した大学院生名簿

(2) 平成28年3月4日付け法人文書開示決定通知（処分2）分

文書2-1 平成23年度特定研究科教授会資料

文書2-2 平成24年度特定研究科教授会資料

文書2-3 平成25年度特定研究科教授会資料

文書2-4 平成27年度特定研究科教授会資料

(3) 平成28年4月6日付け法人文書開示決定通知（処分3）分

文書3-1 特定研究科研究指導グループ届

文書3-2 特定研究科研究指導グループ届

文書3-3 指導教員変更届